

政令第 号

民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）第四条第一項第一号の規定に基づき、この政令を制定する。

民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令（昭和六十二年政令第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

附則第一条の三第一項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に、「間は、」を「間における」に改め、「第四条第一項第一号」の下に「に掲げる業務については、同号」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行の際現に民間都市開発の推進に関する特別措置法第四条第一項第二号に規定する特定民

間都市開発事業に該当するものとして同条第二項第二号の資金の貸付けが行われている民間都市開発事業については、なお従前の例による。

3 改正後の附則第一条の三第一項に規定する日までに民間都市開発の推進に関する特別措置法第四条第一項第一号の規定により民間都市開発推進機構が参加することを約した民間都市開発事業に係る同号の政令で定める地域については、同日後も、なお従前の例による。

## 理由

最近における地域経済の状況にかんがみ、民間都市開発推進機構が参加することができる民間都市開発事業の施行される地域に関する特例措置の適用期間を平成二十四年三月三十一日まで延長する必要があるからである。